橋 守 に つ い て 2.

---内川新田水門樋橋の場合---

山 内 和 子*

On the Bridge Guarding, in the Edo Period. 2.

—The Case of the Combination Aqueduct-Water Gate of Uchikawa Shinden, Kurihama, Yokosuka—

(With 1 table)

Kazuko Yamauchi*

水門樋橋があることによって、内川新田における作物生産の影響は重要な役割を持っていたわけである。万右衛門が橋守としてこの水門樋橋の管理をすることによって積極的な災害の対策の一助となっていたことは前述の通りである。水門樋橋の内川新田での意義を知ったわけである。では次に水門樋橋は特に修理、建設の面での管理が、どのように行われていたかについては今まであまり知られていない面であったようである。そして、その維持がいかになされていったかという点をみてみようと思う。

1. 水門樋橋の状況

橋の建設ということは、すべて開発の時から、その管理運営が所有者にまかされており、新左衛門の持分となっていたのである。延宝 7 年(1697)の新四郎、新三郎に新田が分けられた時は橋も共に両者に二分されたことは以前に述べたところである。しかし、たび重なる潮害等の被害に所有者の負担は重くなるのは当然であろう。ここに水門樋橋の被害の状態について記した、文政 8 年 (1825) の文書があるので、あげてみよう。それによると、

乍恐以書付奉願上候1)

一 相州三浦郡内川新田両組名主年寄百姓代一同幷同州同郡八幡村名主年寄百姓代一同入江之議両村支配入会ニ付奉願上候内川新田田畑之議近来時々水腐ニ而不作之年柄多百姓困窮仕難儀至極歎ケ敷畿ニ奉存候様年×水腐仕候茂全橋水門樋下入江川岸通年×上郷谷×ゟ落込洪水之節泥水押出し候而浅く相成殊ニ久比里附川岸通潮相湛候場所江年×久比里ニ而築出し等も相見江潮湛候節 猶又大風ニ而海面高波之砌者別而潮相嵩水門樋橋危事度×有之右ニ付是迄数度久比里村役人江川岸通築出し幷田畑仕出し不仕様再応及掛合候得共等閑ニ致置候故面×小前持分之場所を労手ニ築出し候間私共村方ニ而茂度々御願可申上与奉存候得共因窮之村方諸入用等茂差支旦者御上様江御苦労相遂候義何共恐多奉存候ニ付是迄差扣罷在候得共不得止事築出し候得共何卒以来者久比里ニ而川岸通新地築出し等不仕候様奉願上候尤是迄年々築出し等御座候得共是迄之議者見捨以来ハ右躰築出し等不仕候様其場所ニ御見分之上御見通し御定抚相建候様被仰付被下置候はご向後右様築出し等茂無之様ニ相成候ハヾ安心可仕与奉存候右願之通御聞済之上被仰付被下置候ハヾ両村共小前二至迄難有仕合奉存候以上

文政八年西正月

相州三浦郡内川新田

与兵ヱ組

¹⁾ 山内文書。以後ことわりのないものは同文書である。

^{*}横須賀市立桜台中学校

百姓代 作 右 ヱ 門 即 年 寄 利 兵 ヱ 即 名 主 忠 兵 ヱ 即 右 同 村

善六組

百姓代久左ヱ門⑩年寄久兵ヱ⑩名主善六⑩

同州同郡八幡村

百姓代 七郎右ヱ門 即 年 寄 六 兵 ヱ 即 同 清 八 即 名 久 彦 右 ヱ 門 即

浦賀

御 役 所

これでわかるように川上から押し流されてくる土砂のため水門樋下入江が浅くなり、海からの波により水門樋橋が危険である。そこへもって久比里の方面から築出して埋め立ててくるのでますます入江が浅くなるという、悪循環で田畑は泥水による水腐の状態となることが知れるのである。つまり、何んといっても、水害防止のためには川岸通りの新地の築出等を中止することと水門樋橋の修理が欠かせないわけである。

2. 橋 普 請

文政8年3月に橋の普請を行った史料があるので、全容を次に記してみよう。

表 紙

相州内川新田門樋橋御普請大工手間積立帳 文政八酉年三月十三日

大工手間三百五拾三人 賃銀壱貫弐百三拾五匁五分

但 壱人ニ付 三匁五分

(付箋)

大工手間 三百三拾四人 賃銀 壱貫百六拾九匁

弐拾四人半者

古門樋取崩る石柱邪直し壱ヶ所七組分壱組三人半

百弐拾九人半者

槻柱并上下梁貫長押筋違梁挾木戸請桁同立付 木等拵仕立 七組分 平均 壱組十 八人半掛り

(付箋)

で 百弐拾弐人半者 槻柱幷上下梁貫長押筋違梁挟木戸請桁同立付木等拵仕立七組分平均壱組十七人半 懸り

三 拾 五 人 者 行桁組口仕合取付長六間壱ヶ所ニ五通宛壱通七人掛り

百 弐 拾 人 者 敷板拵仕立取付板壱枚ニ平均弐人懸り六拾枚分幷両押取付之分

(付箋)

百 八 人 者 敷板拵仕立取付板壱枚平均壱人八分掛り六拾枚分幷両押付之分 四 拾 四 人 者 壱ヶ所分高欄仕立両側メ弐ヶ所取立壱ヶ所ニ弐拾弐人懸り メ

木挽手間百弐拾人

賃銀四百弐拾匁

是ハ下大梁幷中柱側柱行桁其外古木可用立分諸色挽割方ニ遺候積

(付箋)

木挽手間 百拾人 賃銀 三百八拾五匁

~

門樋橋掛替中

一 仮橋壱ヶ所

此大工手間弐拾五人

賃銀八拾七匁五分

但 長 八間二

/n 壱人ニ付

右同断

一 御普請小屋をケ所 此大工手間拾弐人 賃銀四拾弐匁

但 壱人ニ付 三匁五分

(付箋)

工数四百八拾壱人 壱人ニ付弐分ツツまし 此銀 九拾六匁弐分

(付箋)

合銀壱貫七百八拾五匁

合銀壱貫六百八拾三匁五分

(付鉴)

此金弐拾九両三分也

此金弐拾八両ト 銀三匁五分

右者一式書面之御入用御請負念入仕立候処可仕候以上

酉三月十三日

大工棟梁

伊藤太郎兵ヱ 黒印

宮井与兵工様同 忠兵工様

これでみると水門樋橋合せて 29 両 3 分の見積りになっているが、これは宛名のように、与兵工組分の橋だけであるから、善六組と合せるとこの倍となるわけである。この見積書には付箋がついていて、実際に竣工した時の工賃は付箋によるものと思われ、柱組立敷板等に 334 人で賃銀 1 貫 169 匁と訂正しているのである。仮橋と普請小屋は見積り通りであって、その他合せて工数 481 人とし、1 人につき 2 分ずつましとしてある。すなわち、見積書の合計は 510 人に対し、実際は 481 人で完成したことになる。金銀にして 28 両と銀 3 匁 5 分である。これは与兵工組だけの見積りであるから善六組の方も、これと同様額かかったことであろうと思われる。そしてこの費用は大工手間であって、木材、石材また金具等はまったく記されていないので、別であると思われる。水門樋橋のみでもあるところから、他に堤防等の破損が加われば、これは相当な負担になることが知れるのである。このような場合地主だけの負担とすることは重荷すぎるわけである。前に述べたように、60 両なり、2002 両の補助を受けられることによって、地理的な水害をのりこえていったのである。

3. 橋 の 維 持

少し年代は新しくなって、明治維新となると地租改正等の改革によって内川新田のあり方も大分変革がもたらされたことは勿論である。与兵工組はそのままで続いたが、善六組は砂村美実より、

²⁾ 寛政 11 年には 60 両,文化 5 年には 200 両の手当金が大貫次右ュ門役所 から出ており, そのうち百両を使い,残りを備金として当てられたのである。

明治中頃には太田又四郎³⁾ の所有地となり,水門樋橋の所有もそのまま引き継がれ,管理するとこ ろとなっていた。しかし、道路護岸等に関してはすべて県の管轄するところとなっていたようであ る。明治 16 年(1883) 度においては定式浪除修繕目論見帳によると,内川新田戸長砂村美実より 神奈川県令沖守固に汐除修繕工事費 437 円 48 銭 3 厘のうちへ地方補助金の申請をして 199 円 20 銭 4 厘を下附されている。また明治 23 年 (1890) 4 月 24 日には同じく治水工事について久里浜村長 山崎元孝より工事費 441 円 11 銭 2 厘の竣工届と精算書を 三浦郡長小川茂周と 県知事浅田徳則に精 算表を提出しており、内訳は久里浜村、浦賀町、衣笠村と三町村の寄附金、地方費補助金で賄って いるので ある。 明治 25 年 (1899) 3月 17日の水利区域海岸潮除堤防修築工事に 148円 70銭 5厘 の内地方税補助金95円79銭3厘を三浦郡役所より、下附されているのである。明治40年(1907) 1月に宮井与右ヱ門,太田又四郎の両地主は久里浜村長北村茂賢に上申書を提出して,内川新田架 橋夫婦橋が大破して危険なので、修理費の寄附を申し出しているのである。仮定県道三浦往還の夫 婦橋については「目下橋面ハ仮定県道に使用の場所ニシテ従テ破損ノ程度夥多シク到底全部ノ負担 ニ堪エ兼ネ候間爾今橋脚以下ハ従前之通自分共ニ於テ寄附致候ニ付鏡板以上ハ県工費ニテ御支弁相 成候様 | と請願しているのである。また先に示した明治 16 年, 同 23 年, 同 25 年の治水工事にも 寄附金として地主宮井分として 54 円 23 銭 7 厘を提出している。これが自己負担金であると見られ, 地主として、水門樋橋脚以下の権利負担金といわれるものであろう。

まとめ

内川新田における水門樋橋の橋守についての重要な意味を持っていたことを知ったわけである。新田の立地条件が沼地の埋め立てというようなために、毎年くり返される水害をここでは無視出来ないばかりか、そのために多くの工夫がなされたわけである。その一つが、水門樋橋をつくり、その管理をすることによって、積極的な災害の対策となされたのは注目にあたいするものである。しかし、一面には、管理維持する負担が大きくなるにつれ費用のことが問題となるのは当然といえようが、大正時代に入ると、県の助成金を得て、内川新田耕地整理がなされ、大正4年に完成、大正12年の関東大地震で、橋、樋、水門も破損し、その後は国道として現在にいたっている。このような変遷の中で橋守としての仕事も国道になることによって、終ったようである。新田開発の一端をうかがうのに橋守がおかれた重要な役割として、活躍したことに意義があると思う。現在万右エ門家(杉田氏)の子孫の方が昔のままの位置に住んでいられることを附記しておきたい。

³⁾ 明治31年の相海鉄道布設反対の請願書の署名の中に内川新田地主として宮井与右ェ門,太田又四郎となっている。